

議 会 第 3 号

「義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元」に係る意見書

上記意見書を別紙のとおり、新発田市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

令和 8 年 6 月 29 日

提出者	新発田市議会議員
	三 母 高 志
	宮 崎 光 夫
	小 柳 はじめ
	加 藤 和 雄
	小 坂 博 司
	中 村 こ う
	板 倉 久 徳
	渡 邊 喜 夫

新発田市議会議長 湯 浅 佐 太 郎 様

「義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元」に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種配置の増など教職員定数改善が不可欠です。

厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、2027 年度政府予算編成において、下記事項が実現されるように強く要請します。

記

- 1 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の国負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 8 年 6 月 29 日

新潟県新発田市議会

(提 出 先)

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
文部科学大臣 様
総務大臣 様